

○宮崎大学大学院農学研究科委員会規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成20年3月4日 平成22年7月20日
平成26年3月20日 令和2年12月15日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学研究科委員会規程第6条に基づき、宮崎大学大学院農学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織、権限に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科専任の教授、准教授及び講師

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 専攻、コース等の設置又は廃止に関する事項
- (2) 教育課程の編成及び試験に関する事項
- (3) 教育研究活動等の改善など質の保証に関する事項
- (4) 入学者の選考、修士の認定に関する事項
- (5) 大学院学生の身分に関する事項
- (6) 学位論文審査に関する事項
- (7) 研究科の人事に関する事項
- (8) 研究科に関する諸規則の制定及び改廃
- (9) その他、研究科に関する重要事項

(議長)

第4条 研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、委員会においてあらかじめ指名された教授がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は3分の2以上の委員の出席をもって成立する。ただし、30日以上の出張、研修、休職及び病気休暇の者は、定足数から除くものとする。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(資格審査会)

第7条 委員会は、第3条第1項第7号に規定する審議事項のうち、研究指導教員の適格性等について審査するため、委員のうち教授をもって組織する資格審査会を置き、その議決をもって、委員会の議決とする。

2 資格審査会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、30日以上の出張、研修、休職及び病気休暇の者は、定足数から除くものとする。

3 第1項に規定する審議は、無記名投票により行い、有効投票の3分の2以上の賛成投票を得た場合に適格と判定する。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置き、副学部長をもって充てる。

2 幹事は、委員会の議事運営に関し議長を補佐する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学部事務部において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月15日から施行する。